

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が2023年6月14日、参議院本会議において可決され、成立いたしました。

本法律は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策の充実を図ることを目的とするもので、認知症の人が自らの意思によって日常・社会生活を営めること、国民が認知症と認知症の人について正しい理解を深めること、認知症の人が自己に関係する事項に関して意見を表明し、あらゆる活動に参画する機会を保ち、個性と能力を十分に発揮すること、認知症の人の意向を尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療・福祉サービスが提供されること、認知症の人と家族が地域において安心して日常生活を営めることなどを基本理念としています。さらに、共生社会の実現に資する研究の推進と、認知症および軽度認知障害に係わる予防、診断、治療、社会参加のあり方や社会環境の整備等に関する、科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境の整備が唱われております。

この法律に基づく施策の推進により、認知症の人を含めた国民がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会が実現するものと期待され、日本認知症学会としても基本法の精神に沿って活動に注力してまいります。